

## 等級及び職制上の段階ごとの職員数（平成31年4月1日現在）

地方公務員法の規定に基づき、等級及び職制上の段階ごとの職員数を公表します。

### ●行政職給料表（一）

等級	等級別基準職務表(※1)に規定する基準となる職務	合計		内 訳		職制上の段階		
		職員数 (人)	構成比 (%)	職 名 等	職員数 (人)	職員数 (人)	構成比 (%)	段階
1 級	定型的な業務を行う主事補の職務	7	14.58	主事補	7	30	62.50	係員級
				計	7			
2 級	知識又は経験を必要とする業務を行う主事の職務	12	25.00	主事	12	30	62.50	係員級
				計	12			
3 級	特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主任の職務	11	22.92	主任	11	30	62.50	係員級
				計	11			
4 級	課長補佐の職務	8	16.67	課長補佐	7	8	16.67	課長補佐級
				保育園長	1			
				計	8			
5 級	課長又は主幹の職務	10	20.83	課長	5	10	20.83	課長級
				診療所事務長	1			
				議会事務局長	1			
				会計管理者	1			
				教育委員会事務局教育次長	1			
				教育委員会事務局主幹	1			
				計	10			
合 計(※2)		48	100.00					

(※1) 職員の職務を給料表の各等級に分類する際の具体的な基準となる表です。

(※2) 本村の行政職給料表（一）が適用されている職員数の合計で、再任用職員を含みます。